

第3期
笠置町
子ども・子育て
支援事業計画



令和7年3月
笠置町

目次

第1章 計画の背景と策定趣旨	1
1 計画策定の背景と策定趣旨	1
2 計画の法的根拠、位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	5
第2章 笠置町の子どもと子育て家庭に関する動向	7
1 子どもと子育て家庭に関する動向	7
2 教育・保育施設の利用に関する動向	11
3 子どもと子育て家庭に対する支援に関する動向	12
4 アンケート調査結果からみた子どもと子育て家庭に関する動向	16
5 第2期計画子ども・子育て支援に関する事業の進捗状況	21
第3章 計画の基本的な考え方	22
1 子ども・子育て支援の基本理念	22
2 事業体系	22
3 推進する施策・事業内容	23
第4章 子ども・子育て支援事業計画	31
1 将来の子ども人口	31
2 量の見込みと確保方策	31

第5章 計画の推進	42
1 計画の推進体制	42
2 計画の点検・評価・改善	42
資料編	43
1 笠置町子ども・子育て会議条例	43
2 笠置町子ども・子育て会議委員名簿	45
3 策定の経緯	46

第1章 計画の背景と策定趣旨

I 計画策定の背景と策定趣旨

国は、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として「こども家庭庁」を発足させました。そして、子どもに関する様々な課題に総合的に対応するため、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会のまんなかに据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、様々な政策の推進や法・制度の整備等の様々な対策がなされています。

第2期計画策定以降の、国による主な少子化対策の取組や法・制度	
令和2年	4月 児童福祉法の改正・施行
	9月 子ども・子育て支援法の改正・施行
令和3年	12月 こども政策の新たな推進体制に関する基本方針が閣議決定
令和4年	10月 育児・介護休業法の改正・施行
	9月 児童福祉法の改正・施行（一部令和5年4月・令和6年4月施行）
令和5年	4月 こども家庭庁発足
	4月 こども基本法の施行
	12月 こども大綱が閣議決定
	12月 こども未来戦略が閣議決定
	12月 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）が閣議決定
	12月 こどもの居場所づくりに関する指針が閣議決定
令和6年	5月 育児・介護休業法の改正（令和7年4月から段階的に施行）
	5月 次世代育児支援対策推進法の改正（令和7年4月から施行）
	6月 子ども・子育て支援法の改正・施行（一部令和7年4月から段階的に施行）
	6月 こどもの貧困の解消に向けた対策推進法の公布（子どもの貧困対策推進法の改正）

また、京都府は、子どもや子育て世代をはじめ、すべての人にとって暮らしやすい「子育て環境日本一・京都」の実現をめざし、様々な施策の推進を図っています。

社会全体で子育てを見守り支え、あたたかい子育て社会をめざすための指針である「京都府子育て環境日本一推進戦略」が示す方向性を踏まえた、子どもや子育て支援に関する取組を推進しています。

第2期計画策定以降の、京都府における「子育て環境日本一」実現に向けた主な取組	
令和3年	6月 京都府子育て環境日本一推進会議設置
	11月 「きょうと子育て環境日本一サミット」開催
令和5年	12月 京都府子育て環境日本一推進戦略改訂
令和6年	4月 子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例施行

こういった国・府の流れを受け、笠置町においても様々な子ども・子育て支援を実施し、少人数であることを活かした保育所や学校等における細やかな保育や指導の実施や、地域全体で子どもを見守る笠置町としての取組を推進しています。

笠置町で取り組んできた子どもや子育てに関する支援	
平成 18 年	第一保育所と第二保育所を合併し、笠置保育所を開設 笠置町放課後児童クラブ開設（対象は 1～4 年生）
平成 21 年	和束、笠置、南山城の相楽東部 3 町村の教育委員会が広域連合に移行したことにより、相楽東部広域連合立笠置小学校に改称
平成 22 年	笠置町放課後児童クラブの対象を 1～6 年生に拡充
令和 2 年	笠置保育所における、0 歳児（6 か月児～）保育の開始
令和 5 年	笠置町独自給付金「笠置未来っ子応援給付金支給事業」の実施
	保育所でのおむつ処分を開始し、保護者の負担軽減を実施
	18 歳までの医療費無償化（保険適用内に限る）の実施

このように、様々な取組を進めているところではありますが、少子化の進行や核家族化や地域での交流の減少で子育てに携わる人の手が減少していることによる子育てをする保護者への負担の増加も大きな課題として顕在化し、近年ではヤングケアラーや SNS やインターネット上での犯罪に子どもたちが巻き込まれてしまうといった課題もあがってきています。

今後もこういった課題への対応を進め、様々な子ども・子育て支援を推進していくため、「第 3 期笠置町子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という）」を策定しました。

2 計画の法的根拠、位置づけ

（1）計画の法的根拠

「笠置町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）
第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第 60 条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

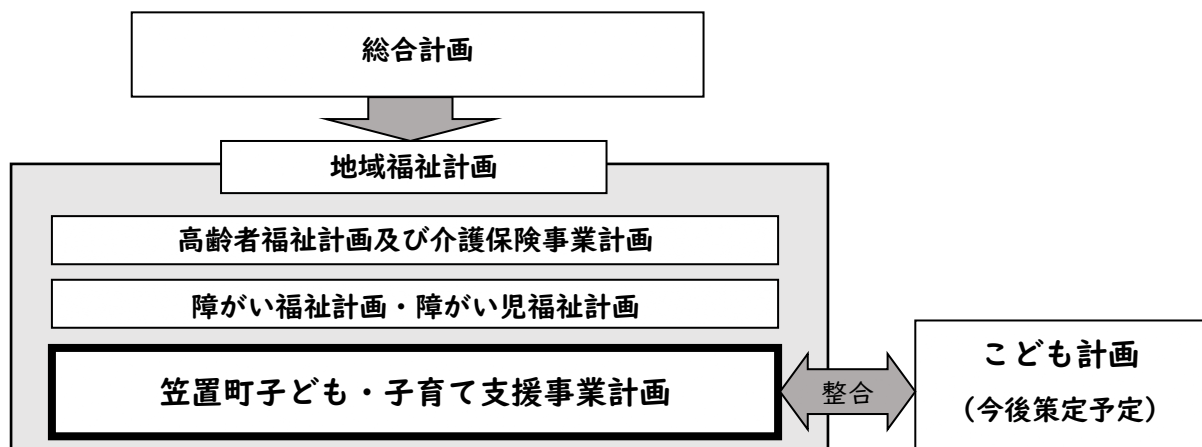
また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）
第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

（２）本計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「総合計画」や「地域福祉計画」に則し、関連計画と整合を図りながら、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画となります。

なお、本計画は、子ども・子育て支援に関する国や府の方針や方向性と整合性を図って策定します。また、今後策定予定の「こども計画」との整合性を図って施策を推進します。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度～11年度の5年間ですが、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

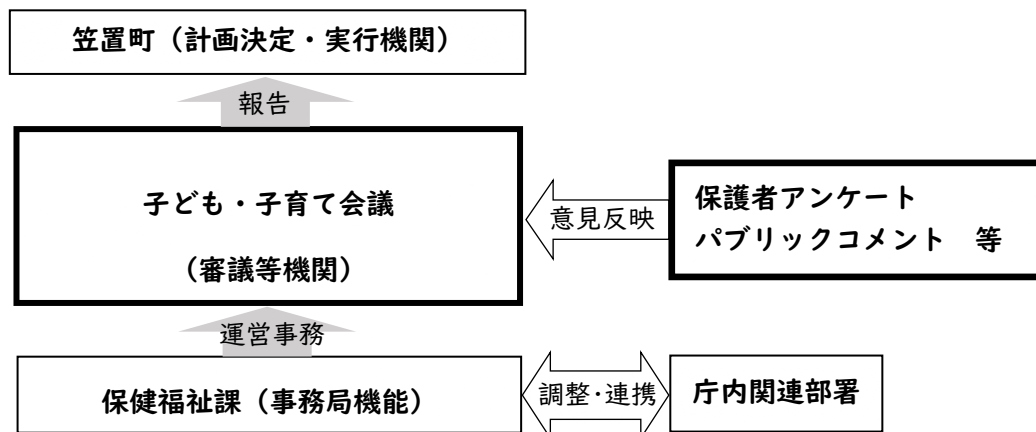
また、本計画最終年度には、それまでの成果と課題等を踏まえて、次期5年間の計画を策定します。

	～令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度～
前計画							
本計画							
次期計画							

4 計画の策定体制

(1) 笠置町子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、学識経験者、教育・保育や子育て支援に関わる団体・事業所の代表者からなる「笠置町子ども・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。



(2) 保護者アンケートの実施

計画策定に伴い基礎調査としてのアンケート調査を実施しました。住民の教育・保育ニーズ、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を本計画の策定に反映しています。

■ アンケート調査概要

調査の対象	町内の就学前児童（0～5歳）・小学生（小学1～6年生）の保護者
調査期間	令和6年2月19日～3月8日
実施方法	郵送及び保育所・小学校での配布・回収
配布回収状況	配布21世帯／回収数11票（回収率：52.4%）

(3) パブリックコメントの実施

住民の皆様から計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

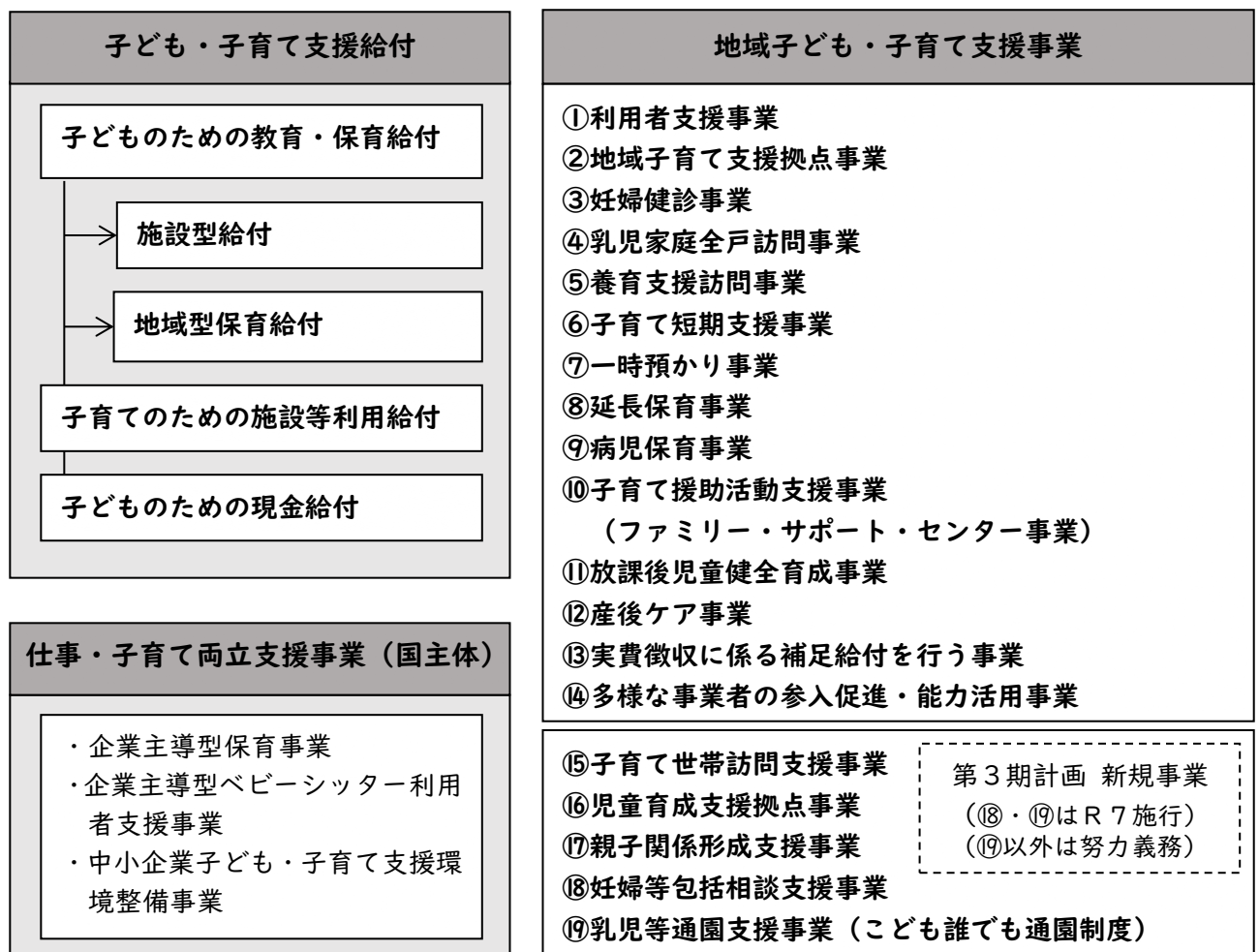
実施期間	令和7年2月17日～2月28日
計画素案の公開場所	笠置町役場内保健福祉課窓口、笠置町ホームページ等

5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

(1) 制度の概要

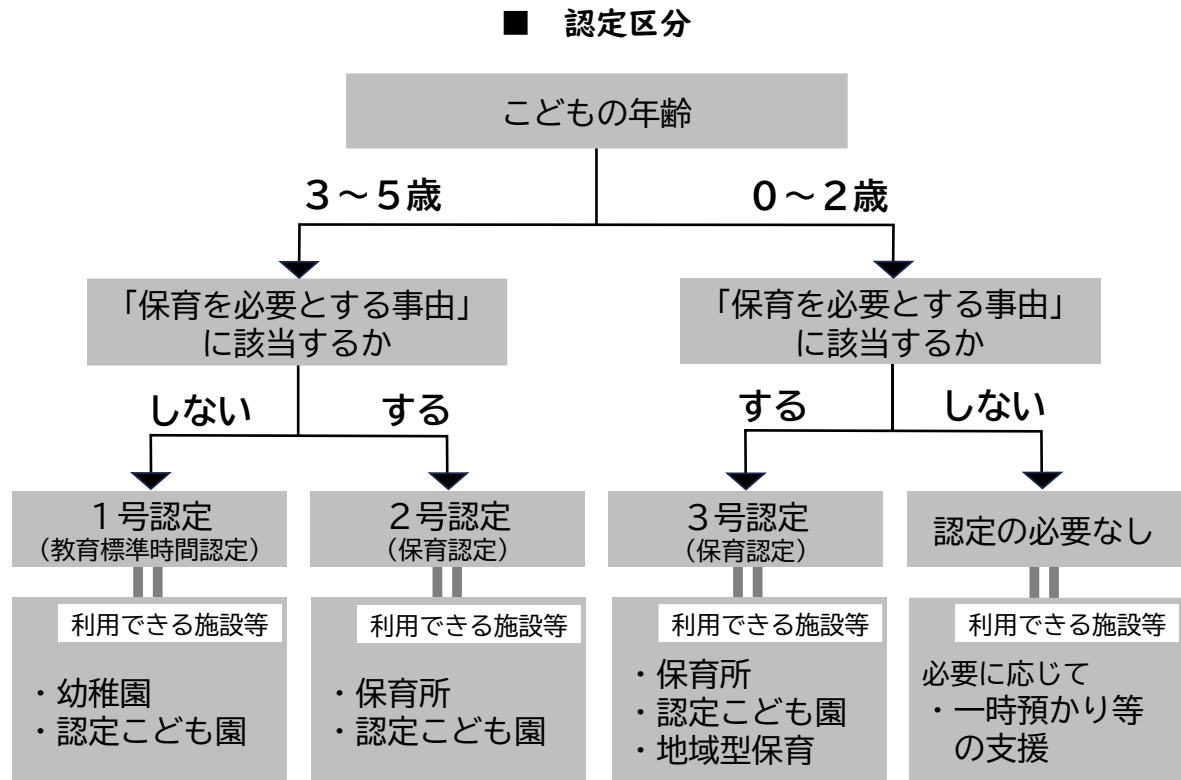
子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援をめざすものです。

■ 制度における給付・事業



(2) 保育の必要性の認定

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっています。



認定区分		対象となる子ども
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの

第2章 笠置町の子どもと子育て家庭に関する動向

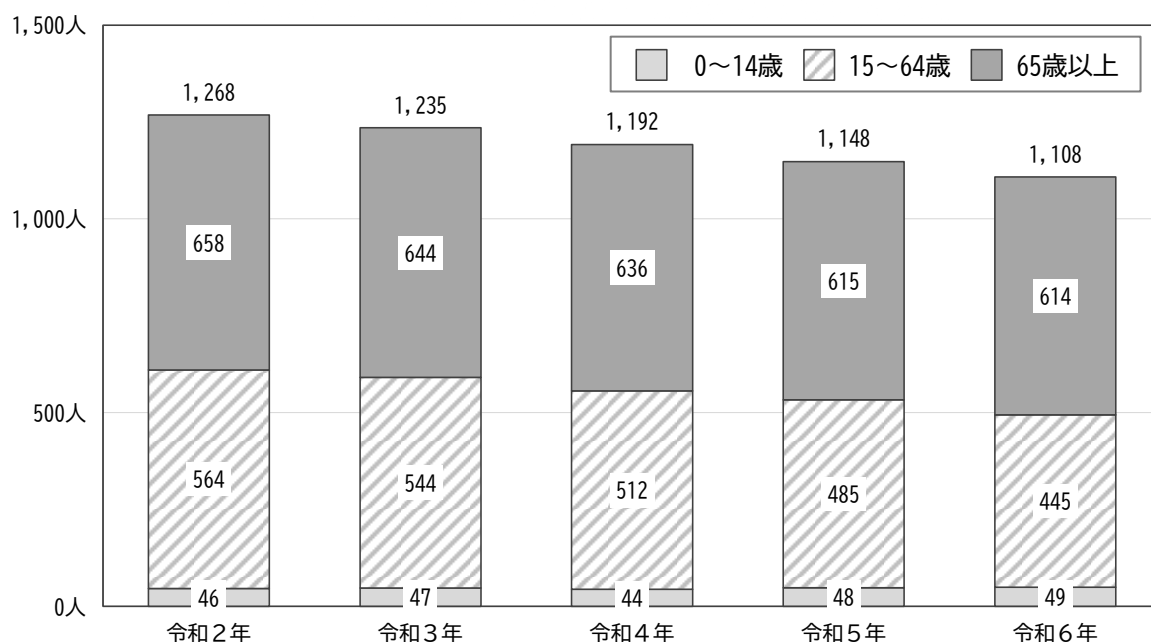
Ⅰ 子どもと子育て家庭に関する動向

(1) 人口

本町の人口は減少が続いており、生産年齢人口（15～64歳）・老年人口（65歳以上）についても同様に減少しています。年少人口（0～14歳）については、令和4年にかけて減少していましたが、令和5年以降は増加に転じています。

令和6年における年齢3区分別人口についてそれぞれの割合でみると、年少人口は4.4%、生産年齢人口は40.2%、老年人口は55.4%となっています。

年齢3区分別人口の推移



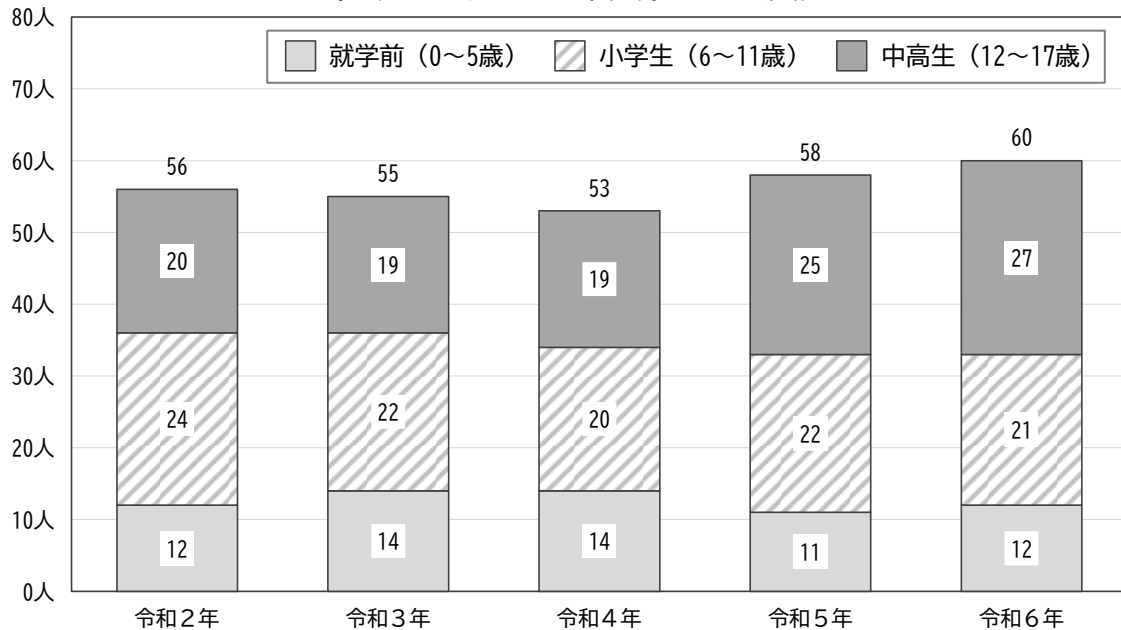
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数	1,268	1,235	1,192	1,148	1,108
0～14歳（人）	46	47	44	48	49
15～64歳（人）	564	544	512	485	445
65歳以上（人）	658	644	636	615	614
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	3.6%	3.8%	3.7%	4.2%	4.4%
15～64歳	44.5%	44.0%	43.0%	42.2%	40.2%
65歳以上	51.9%	52.1%	53.4%	53.6%	55.4%

※住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 18 歳未満人口

本町の 18 歳未満人口をみると、令和 4 年にかけて減少していましたが、令和 5 年以降は増加しています。年少人口の転入者が、令和 5 年に 4 人、令和 6 年に 1 人あったことにより、増加傾向となっていることが考えられます。また、出生数の減少により年少人口に占める中高生世代の増加がみられます。

年齢 3 区分別 18 歳未満人口の推移



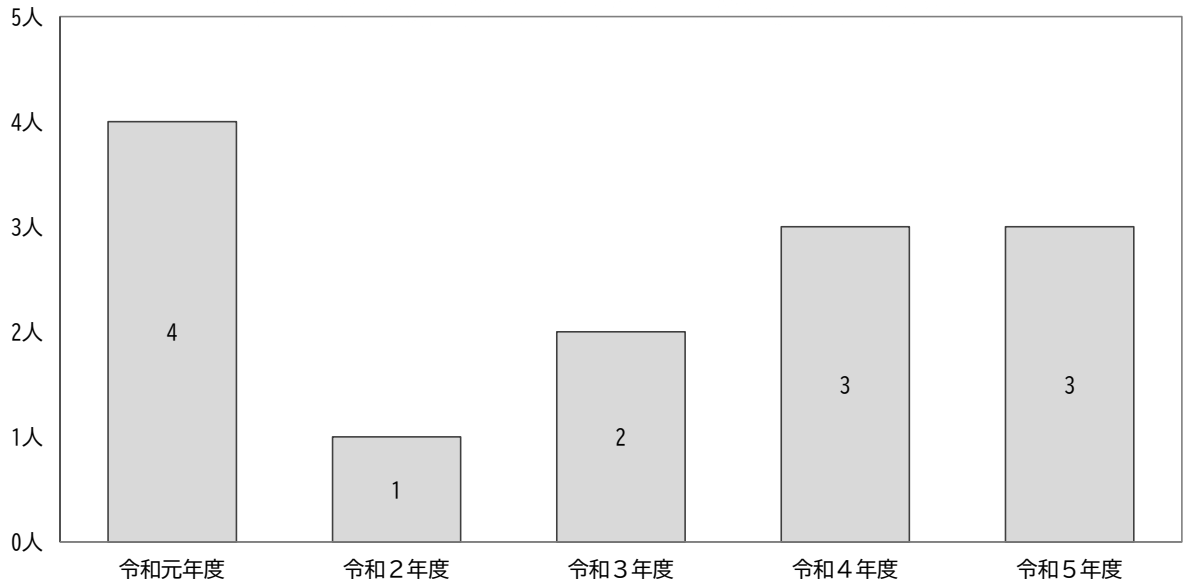
		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
就学前児童	0 歳 (人)	4	1	2	2	2
	1 歳 (人)	0	4	1	1	2
	2 歳 (人)	2	2	3	1	1
	3 歳 (人)	2	2	2	3	2
	4 歳 (人)	2	3	2	2	3
	5 歳 (人)	2	2	4	2	2
就学前児童計		12	14	14	11	12
小学生	6 歳 (人)	3	2	2	5	2
	7 歳 (人)	4	3	2	3	6
	8 歳 (人)	4	4	3	2	3
	9 歳 (人)	5	4	4	4	2
	10 歳 (人)	4	5	4	4	4
	11 歳 (人)	4	4	5	4	4
小学生計		24	22	20	22	21
中高生	12 歳 (人)	2	4	4	6	4
	13 歳 (人)	4	2	4	5	6
	14 歳 (人)	4	5	2	4	6
	15 歳 (人)	1	3	5	2	4
	16 歳 (人)	4	1	3	5	2
	17 歳 (人)	5	4	1	3	5
中高生計		20	19	19	25	27

※住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

(3) 出生数

本町の出生数は増減を繰り返して推移しています。

出生数の推移

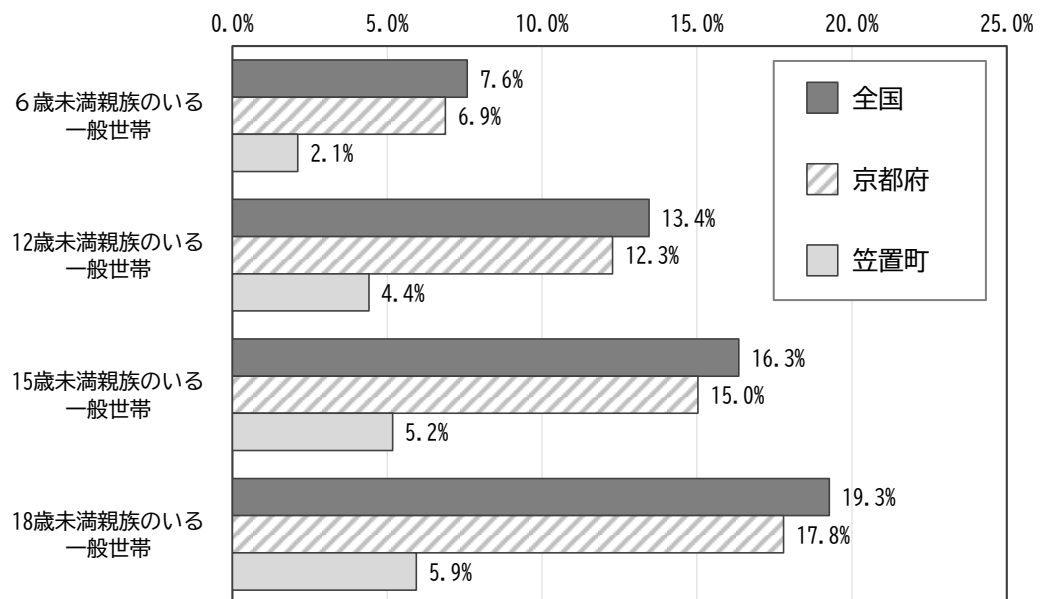


※笠置町資料

(4) 18歳未満の子どものいる世帯

本町の18歳未満の子どものいる世帯は、全国や京都府と比べ割合として低くなっています。

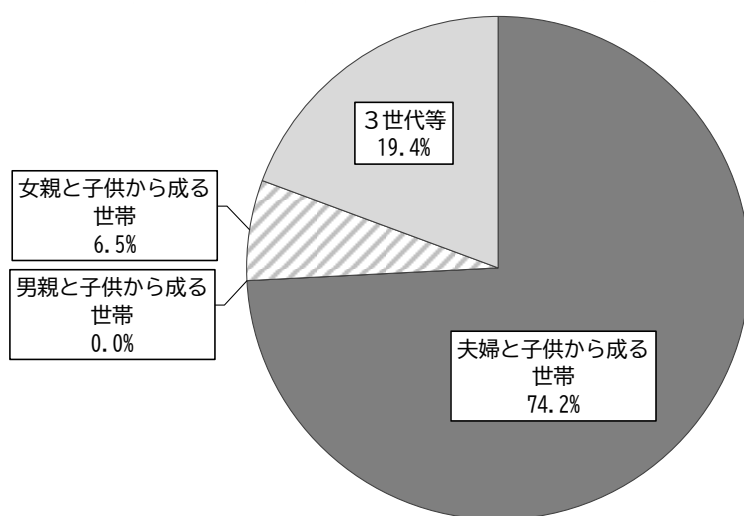
18歳未満親族のいる世帯比率



※令和2年国勢調査

18 歳未満の子どものいる世帯の世帯構造としては、「夫婦と子どもから成る世帯」が最も多く、次いで「3 世代等」となっています。

18 歳未満のいる世帯の世帯構造



※令和 2 年国勢調査

(5) 18 歳未満の障害者手帳所持者

本町の令和元年度から令和 5 年度までの 18 歳未満の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者数は 0 人、療育手帳所持者数は令和元年度で 2 人、令和 5 年度で 1 人です。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
身体障害者手帳所持者数 (人)	0	0	0	0	0
療育手帳所持者数 (人)	2	0(*)	0	0	1
うち新規	0	-	-	-	1
うち継続	2	-	-	-	0

(*) 転出による減少

※笠置町資料 (各年度末現在)

(6) 要支援児童数

※要支援児童：すぐ保護には至らないものの保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子どものこと。育児不安（育児に関する自信のなさ、過度な負担感等）がある親の子どもや、養育に関する知識が不十分なため不適切な養育環境に置かれている子どもなど。

本町の要支援児童数は増減を繰り返して推移しています。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
要支援児童数 (人)	7	7	6	8	9

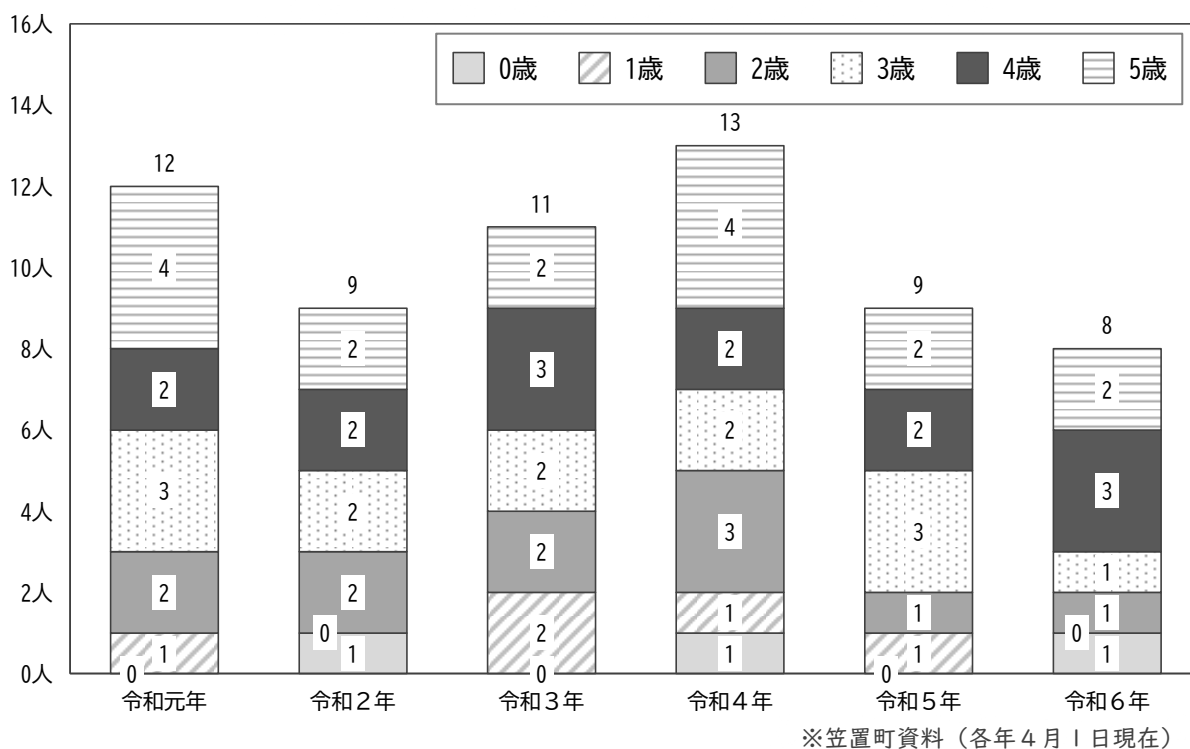
※笠置町資料 (各年度末現在)

2 教育・保育施設の利用に関する動向

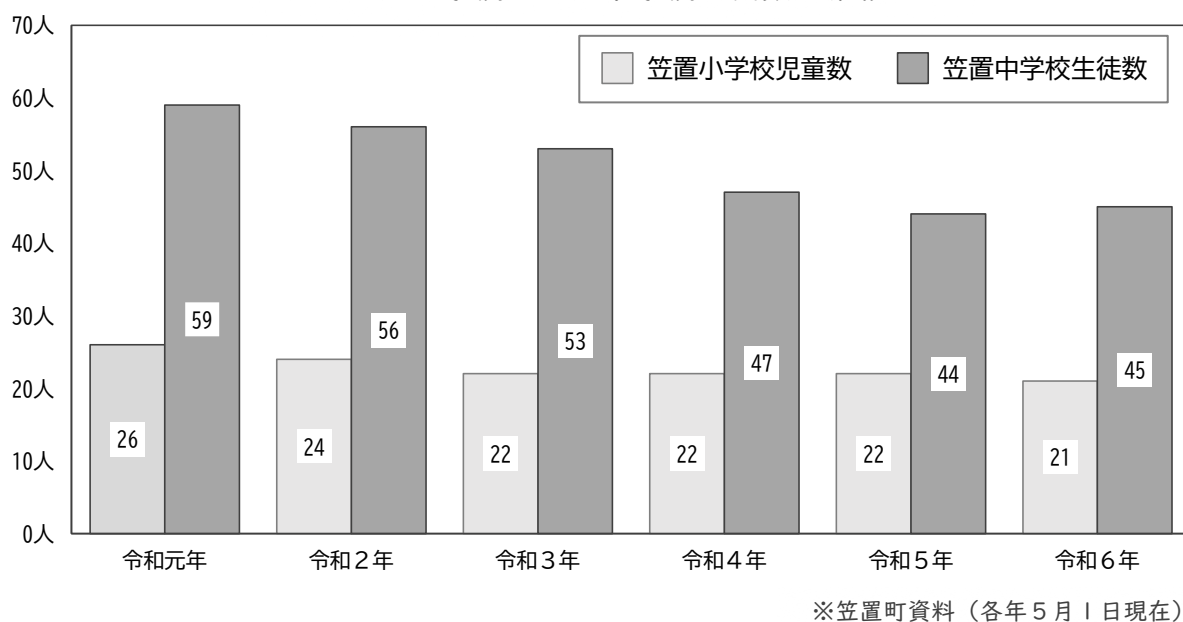
笠置町保育所利用児童数は増減を繰り返して推移しています。

笠置小学校生徒数、笠置中学校生徒数は、減少傾向で推移していましたが、笠置中学校生徒数のみ、令和6年にかけて増加に転じています。

笠置保育所利用児童数の推移



笠置小学校・笠置中学校生徒数の推移



3 子どもと子育て家庭に対する支援に関する動向

(1) 地域子育て支援活動

笠置保育所は、地域子育て支援活動として、所庭開放（未就園児対象、月2回 10:00～11:00 に実施）と子育て支援講座（12歳以下の子とその保護者対象）を行っています。

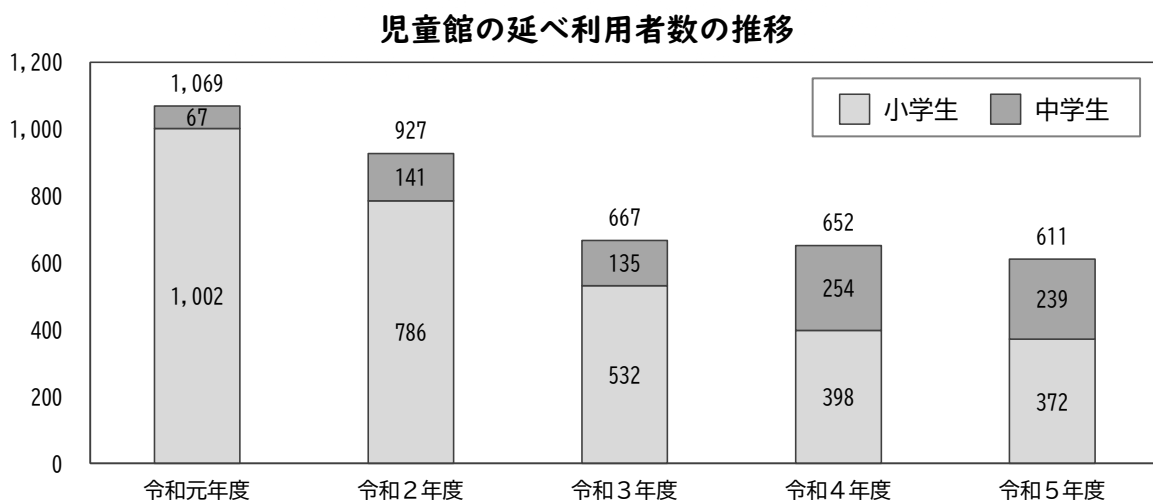
新型コロナウイルス感染症の影響で、所庭開放については令和元年度～5年度、子育て支援講座については令和2年度～4年度の実施ができませんでした。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
所庭開放	実施回数 (回/月)	0	0	0	0	0
	年間延べ利用者数 (人回/年)	0	0	0	0	0
子育て支援講座	実施回数 (回/月)	1	0	0	0	1
	年間延べ利用者数 (人回/年)	7	0	0	0	7

※笠置町資料

(2) 笠置児童館

笠置児童館は学習や様々な体験ができる場として、小・中学生が利用しています。

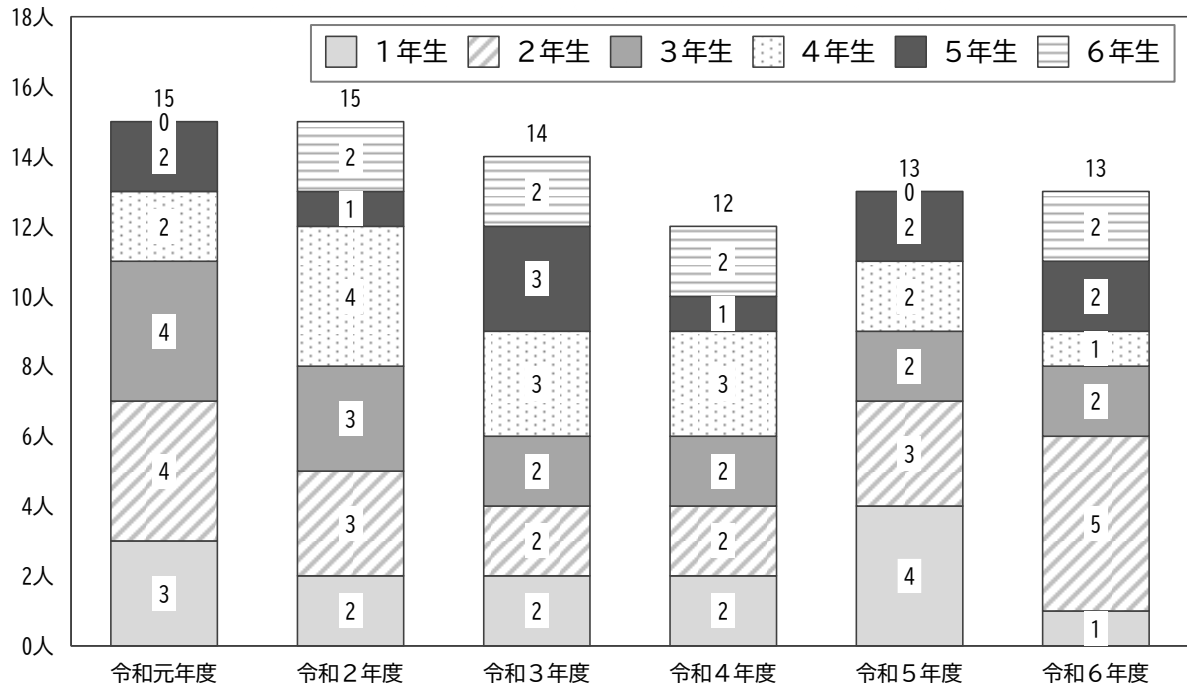


※笠置町資料

(3) 放課後児童クラブ

笠置町における放課後児童クラブは、つむぎてらすにて実施しています。

放課後児童クラブ登録者数の推移



※笠置町資料

(4) 手当・助成

ひとり親世帯等に対する、児童扶養手当の支給状況は以下の通りです。

児童扶養手当受給資格者数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童扶養手当受給資格者数（人）	7	5	4	3	3
うち全額支給	5	5	3	2	2
うち一部支給	2	0	0	1	1
うち全額停止	0	0	1	0	0

※笠置町資料

(5) 保健事業

周産期及び乳幼児期の保健事業の実施状況は以下の通りです。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
母子健康手帳		年間交付数（冊）	4	2	1	3	2
不妊治療給付事業		年間助成件数（件）	2	3	2	0	0
母子栄養強化事業		年間助成件数（件）	3	1	2	2	3
新生児・乳児訪問		年間延べ件数（件）	13	3	2	2	17
乳幼児健康相談		年間延べ件数（件）	13	5	11	3	2
乳幼児健康診査	乳児前期	受診児数（人）	3	2	2	1	4
		受診率	100%	100%	100%	100%	100%
	乳児後期	受診児数（人）	3	2	1	1	2
		受診率	100	100%	100%	100%	100%
	1歳半	受診児数（人）	3	2	3	1	1
		受診率	100%	100%	100%	100%	100%
	3歳半	受診児数（人）	1	2	4	2	2
		受診率	100%	100%	100%	100%	100%
幼児歯科健診	1歳半	受診児数（人）	2	2	4	1	1
		受診率	100%	100%	100%	100%	100%
	2歳	受診児数（人）	2	2	2	3	1
		受診率	100%	100%	100%	100%	100%
	3歳半	受診児数（人）	3	3	2	2	3
		受診率	100%	100%	100%	100%	100%

※笠置町資料

(6) 相楽児童発達支援センター（ひまわり）

心身に障がいのある子どもと保護者のための通園療育教室です。令和6年4月1日より、児童発達支援事業を提供していた相楽療育教室を改修し、保育所等訪問支援事業と相談支援事業を新たなサービスとして追加する形で、相楽児童発達支援センターを開設しました。

児童発達支援事業	未就学のお子さんを対象に児童発達支援の提供を行います。親子での通園を原則とし、発達の特性に合わせた関わり方についても取り組みます。
保育所等訪問支援事業	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校等に支援員が訪問し、お子さんの発達に合わせた集団生活での過ごし方や関わり方について園の先生方と一緒に考えながら支援を行います。
相談支援事業	発達が気になるお子さんについての相談や助言を行います。 (※障害児相談支援については今後の実施を予定)
その他の事業	子どもたちが自分らしく成長していけるように、またご家族が安心して子育てができるように支援を提供していきます。

(7) 子育て支援医療費助成制度

子育て支援医療費助成（京都府の助成制度）及び児童医療費助成（笠置町の助成制度）を実施しています。

令和5年6月より、満18歳になる年の3月31日まで、医療費が無償化となっています。

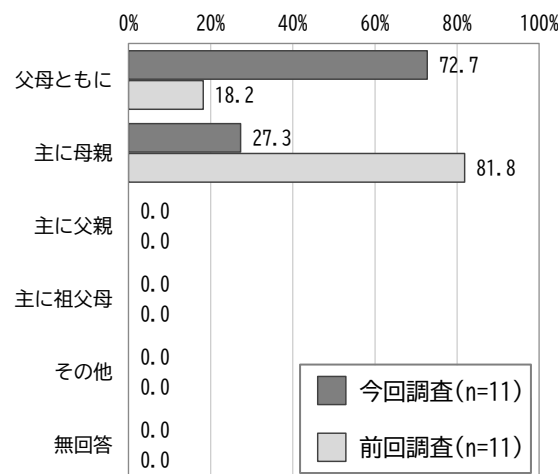
4 アンケート調査結果からみた子どもと子育て家庭に関する動向

本計画策定に向けて、町内の就学前児童と小学生児童の保護者に対し、ご家庭の子育ての状況や町の取組への意見を伺うためのアンケート調査を実施しました。

■主な調査結果の概要■

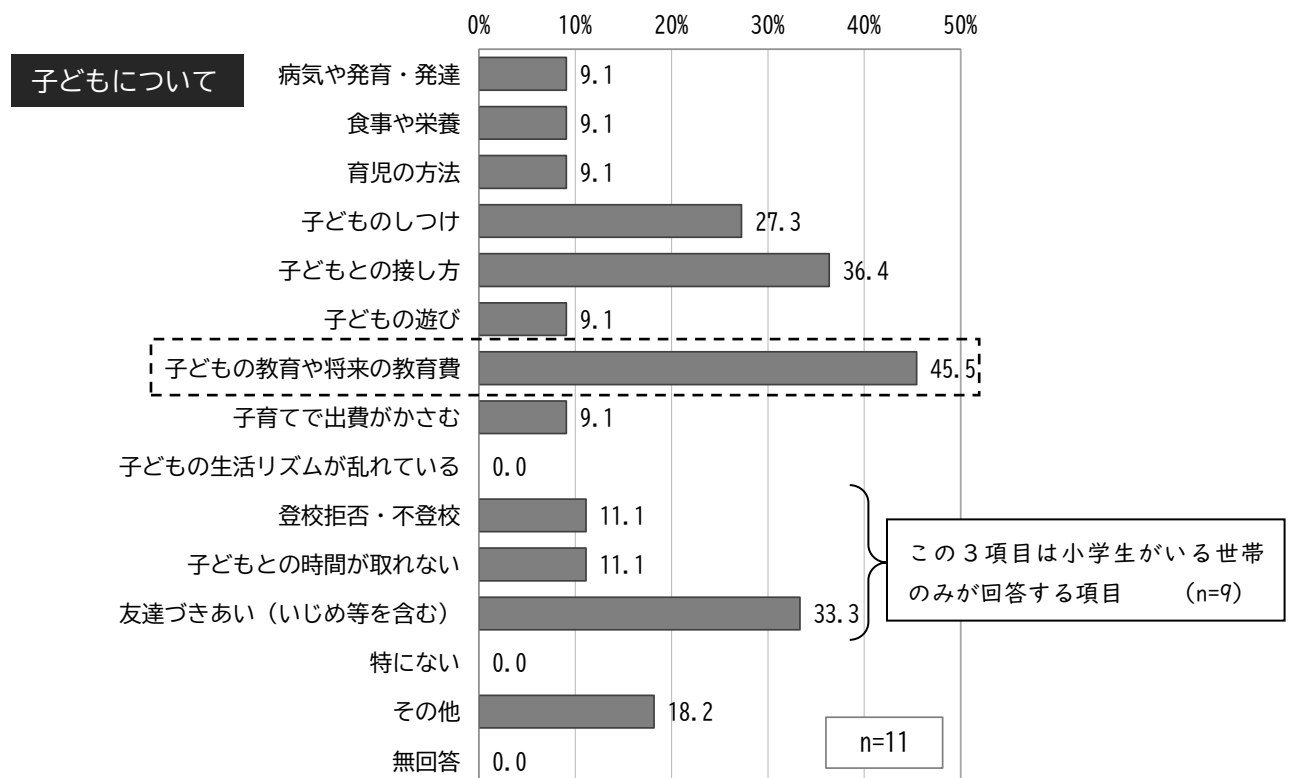
①主に子育てをしている人（単数回答）

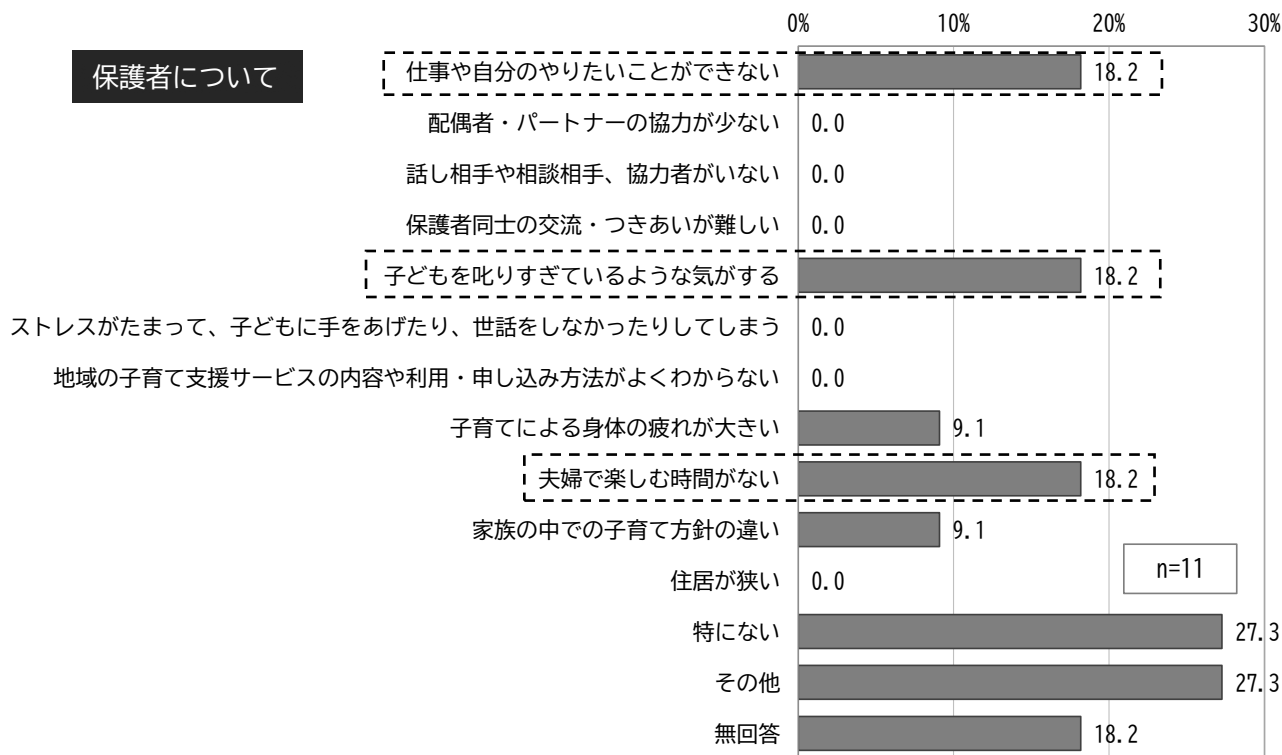
主な子育て者は、「父母ともに」が72.7%と最も多く、前回調査と比較し、「父母ともに」が増加しており、両親ともに子育てに参加する家庭が増えている。



②子育てでの悩み・不安（複数回答）

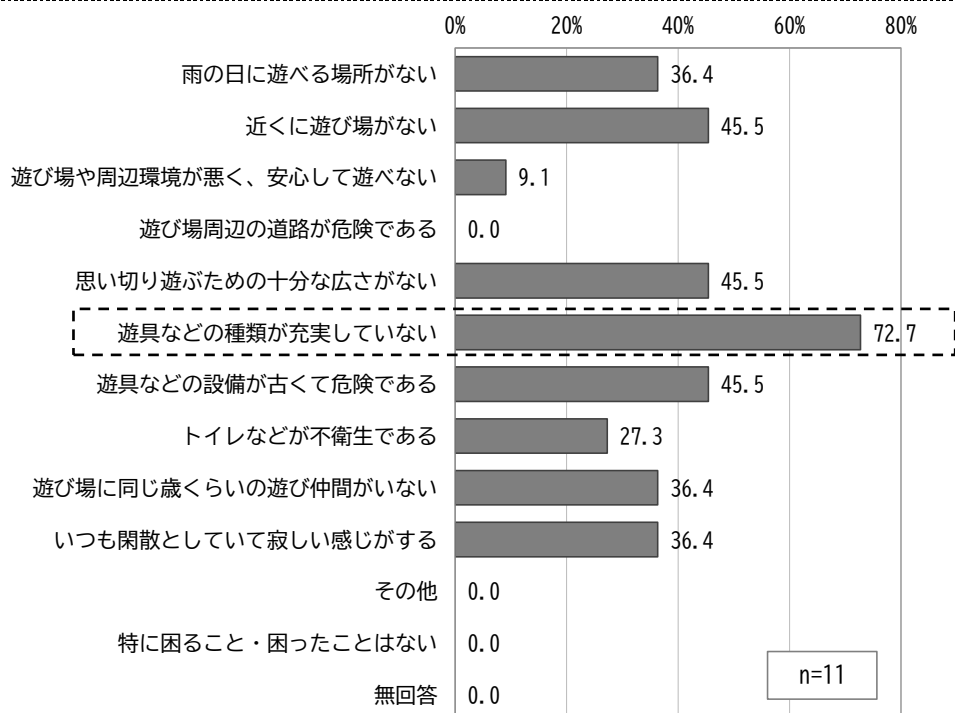
子どもについては「子どもの教育や将来の教育費」に関すること、保護者については「仕事や自分のやりたいことができない」「子どもを叱りすぎているような気がする」「夫婦で楽しむ時間がない」ことに多くの方が悩んでいる。





③遊び場での困りごと（複数回答）

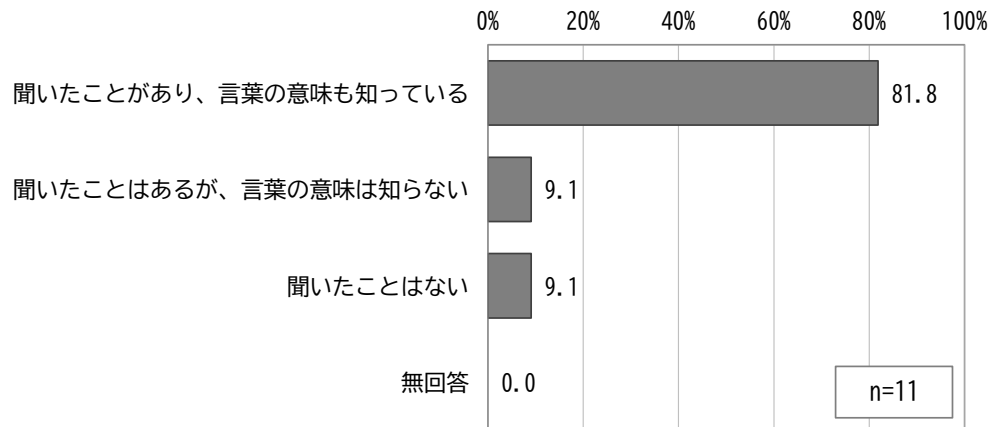
「遊具などの種類が充実していない」が最も多くなっている。



- 砂場、ブランコ、シーソー。 ●もっと遊具がほしい。 ●ブランコがほしい。(6歳の子どもより)
- 小さい子どもでも遊べる大型遊具。(すべり台、ブランコ、うんてい、鉄棒)
- 遊具の整備、古い物、危ない物を使用禁止にしたり、撤去するのは良いけれど、その分新しく使えるものを用意してほしい。
- 遊具の種類が増えると良いと思う。
- ブランコが笠置町には小学校1つのみだと思うので、他の場所にも増やしてほしい。
- 遊具の種類は多くなくてもいい。すべり台とブランコはあってほしい。

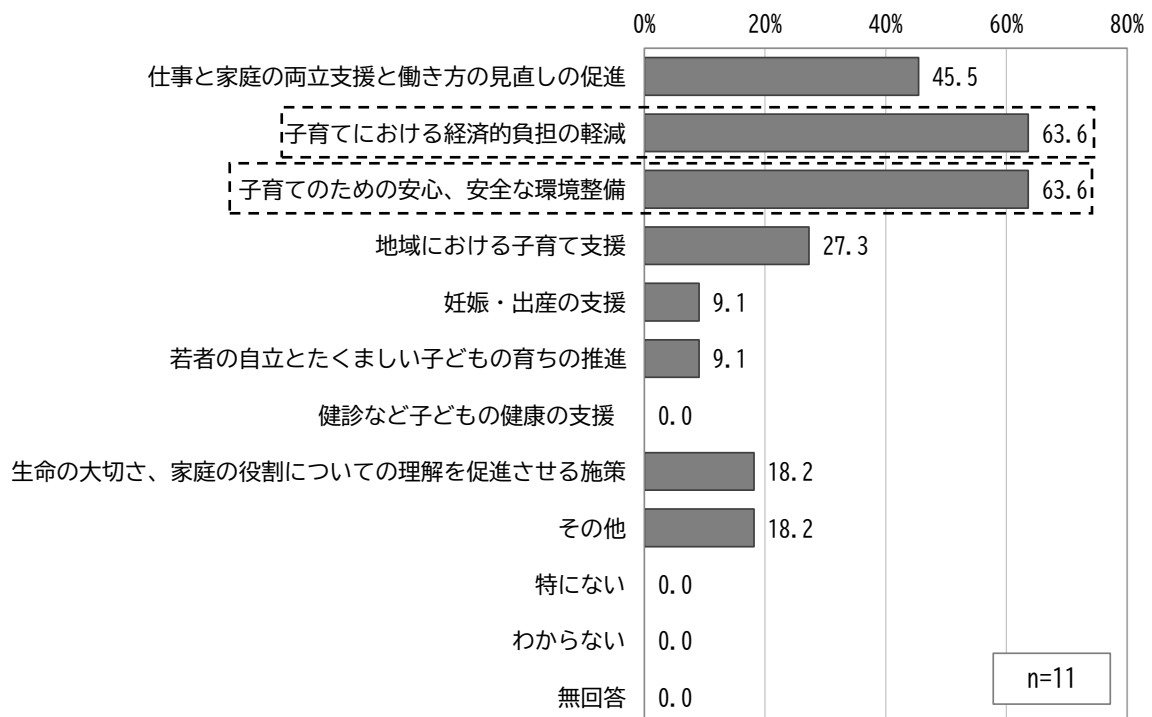
④ヤングケアラーの認知度（単数回答）

ヤングケアラーを「聞いたことがあり、言葉の意味も知っている」割合は8割程度と高い。また、身近にヤングケアラーがいるかどうかについては、「いない・わからない」という回答が100%となっている。



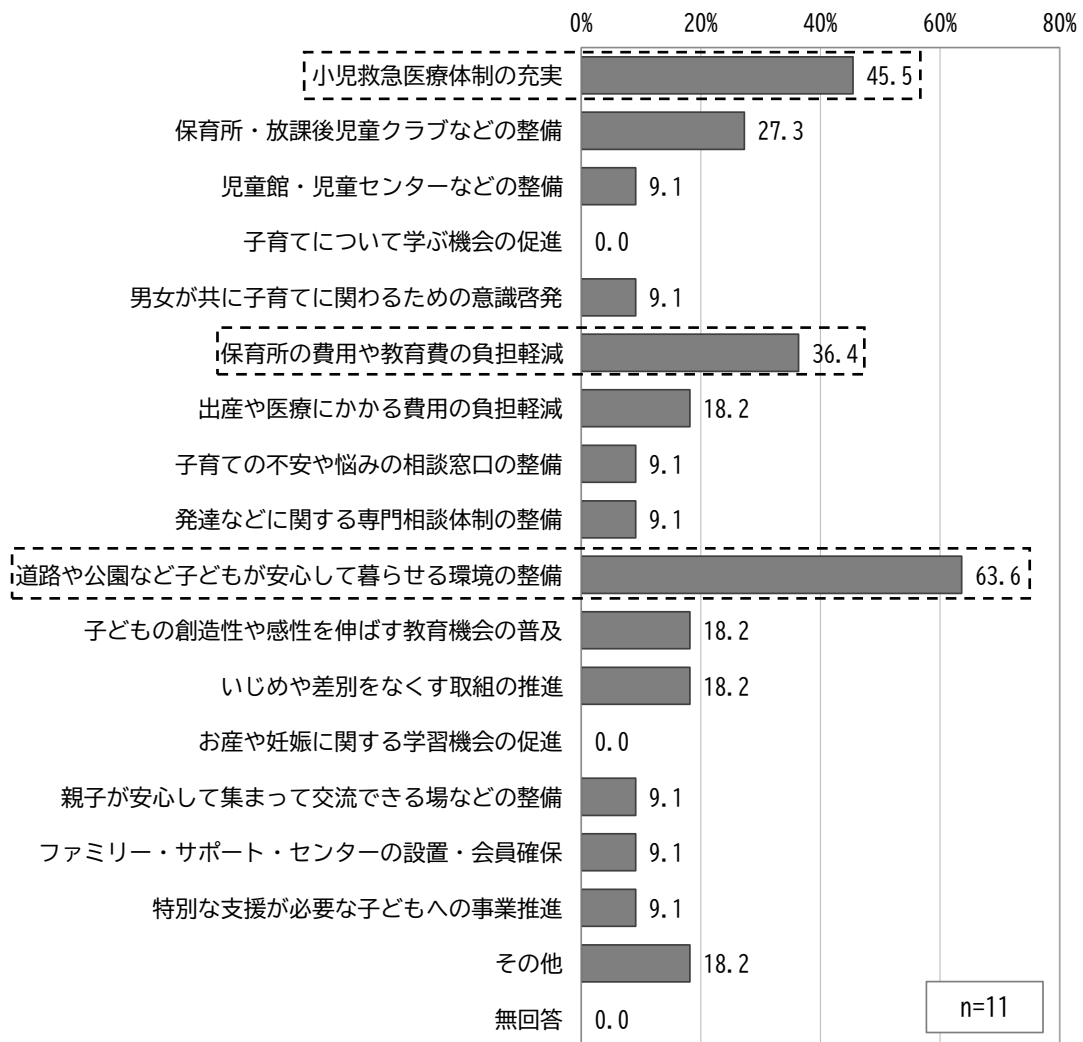
⑤望ましい子育て支援施策（複数回答）

「子育てにおける経済的負担の軽減」「子育てのための安心、安全な環境整備」が最も多くなっている。



⑥子育てしやすいまちづくりのため特に重要と思う取組（複数回答）

「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が最も多くなっている。「小児救急医療体制の充実」「保育所の費用や教育費の負担軽減」を重要と思う方も多い。

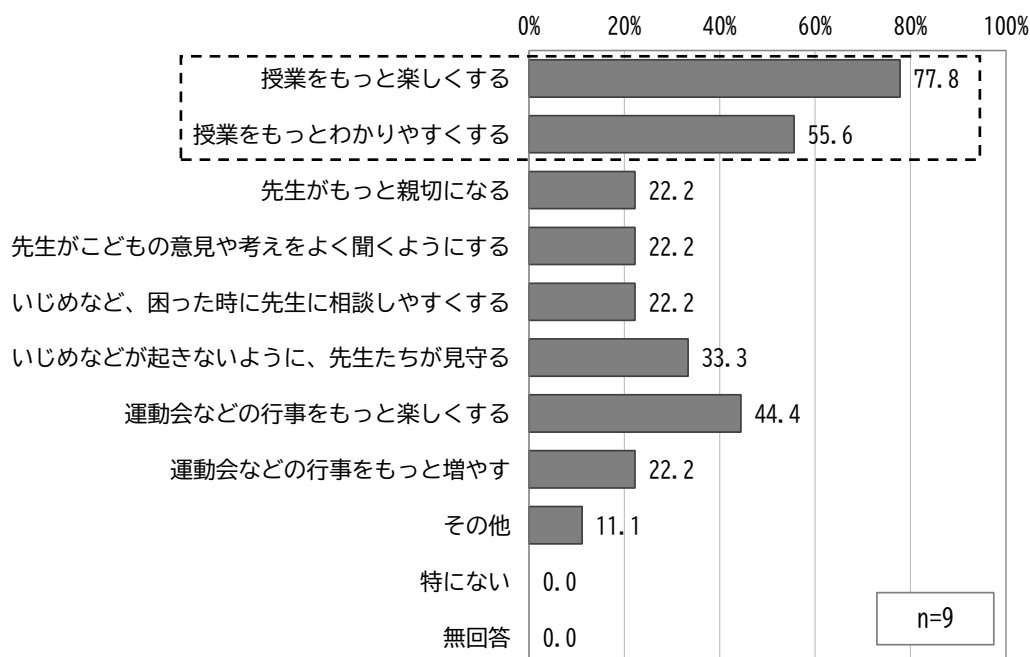


小学生保護者に対する調査では、小学生本人に回答いただく設問も設け、子ども本人の考えや意見聴取も実施しました。

子ども本人の考え・意見

①小学校をもっと良い学校にするために必要なこと（複数回答）

「授業をもっと楽しくする」「授業をもっとわかりやすくする」がそれぞれ半数を超えている。



②もっと楽しく暮らしていくために、ほしいものや必要なもの（自由回答）

【遊ぶ場所など】

- 公園にブランコ等を設置してほしい。
- 安心して遊べる公園。(遊びやすい)
- 遊ぶところ、遊ぶ人。
- ゲームセンター。
- 動物園を作る。

【お店】

- スーパーマーケット・日用品店。
- 百均。
- スマホ屋さんがほしい。
- おいしいお店を増やす。
- 近くにペットショップがほしい。

【いこいの館の活用】

- いこいの館（温泉）の再開。
- いこいの館の温泉が復活。
- いこいの館の中にカフェをつくる。

【まちづくり】

- 図書館の本を増やす。
- ライトアップやイベントを増やす。
- 住みやすい環境を整えて、暮らしやすい、町づくりをしてほしい。
- ずっとここに住みたいと思う町づくり。

5 第2期計画子ども・子育て支援に関する事業の進捗状況

(1) 評価の方法

第2期計画において進めてきた子ども・子育て支援に関する各事業について、担当課による進捗状況の評価を行いました。

評価にあたっては、4つの基本目標に基づき実施する施策について、4つの評価基準で点数化し、基本目標ごとに平均値を算出し、計画全体の検証を行いました。

(※平均値が高いほど良い評価となる)

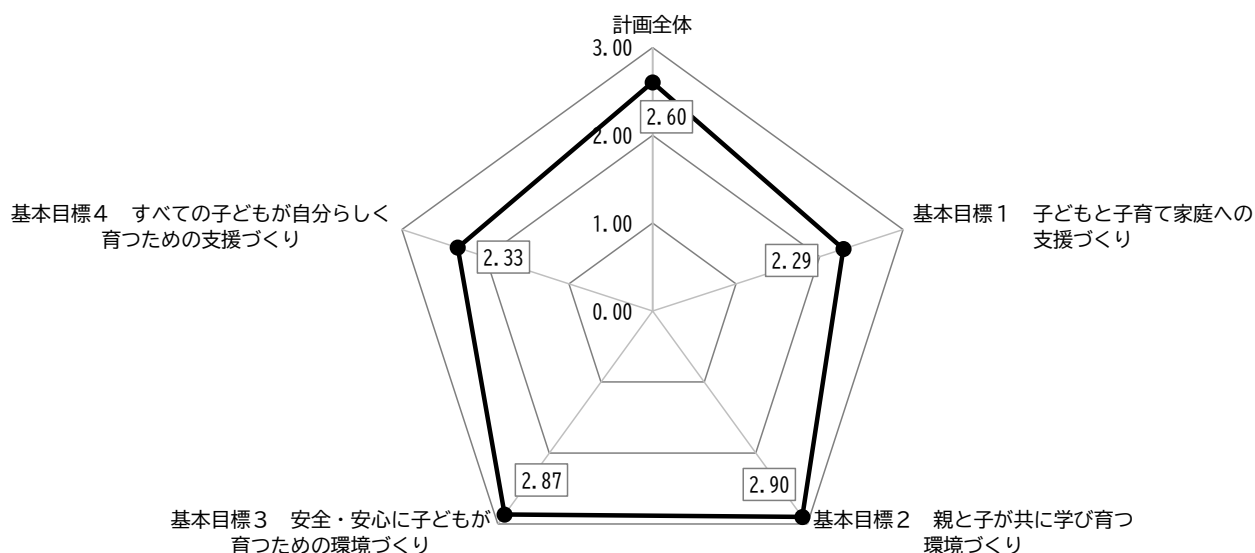
評価基準	計画通り (3点)
	概ね計画通り (2点)
	少し遅れ (1点)
	実施していない (0点)

(2) 計画全体、基本目標ごとの進捗評価

計画全体の評価の平均値は2.60 (計画通り (3点) ~ 概ね計画通り (2点) の水準) となっています。

基本目標の評価は、「基本目標2」が2.90点、「基本目標3」が2.87点と全体の平均値を上回っている一方で、「基本目標1」が2.29点「基本目標4」が2.33点と全体の平均値を下回っています。

評価対象	平均値
計画全体	2.60 点
基本目標1 子どもと子育て家庭への支援づくり	2.29 点
基本目標2 親と子が共に学び育つ環境づくり	2.90 点
基本目標3 安全・安心に子どもが育つための環境づくり	2.87 点
基本目標4 すべての子どもが自分らしく育つための支援づくり	2.33 点



第3章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育て支援の基本理念

基本理念

子どもは宝、地域全体で応援していくために

子どもが豊かな心でのびのび育つまち 見守りあふれる笠置町

2 事業体系

基本目標	施策
1 子どもと子育て家庭への支援づくり	(1) 子育て相談、情報提供等の支援
	(2) 子どもや母親の健康の確保
	(3) 地域における子育て支援の推進
	(4) 食育の推進
	(5) 仕事と家庭の両立支援に向けた雇用環境の整備
	(6) 各種手当・費用助成の支給
2 親と子が共に学び育つ環境づくり	(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
	(2) 家庭と地域の教育力の向上
3 安全・安心に子どもが育つための環境づくり	(1) 子どもの交通安全を確保するための活動
	(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動
	(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
4 すべての子どもが自分らしく育つための支援づくり	(1) 児童虐待防止対策の充実
	(2) ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の自立支援の充実
	(3) 配慮や支援を要する子どもへの支援

3 推進する施策・事業内容

1 子どもと子育て家庭への支援づくり

(1) 子育て相談、情報提供等の支援

施策の方向性
笠置町における妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を実施するために、相談体制の充実を図り、保護者が抱える不安に対する相談や指導を行います。また気軽に相談できる場や機会の充実に努め、総合的な子育て相談、情報提供等の支援を行います。

【個別の事業】

- 子育て世代包括支援センター（保健福祉課内）における、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の実施
- 子ども・子育てに関する情報提供の実施
- 子育てホットダイヤル等をはじめとする相談体制の充実
- 救急・健康相談対応の実施
- 必要に応じた訪問指導の実施

「救急・健康相談対応の実施について」

●救急安心センターきょうと

救急車を呼ぶか迷う場合や、心と体の様々なお相談を受け付ける事業です。

●小児救急電話相談

病院が開いていない時間帯に、看護師や小児科医師が電話相談対応する事業です。

●きょうと子育てピアサポートセンター

妊娠・出産・不妊に関する相談受付や、京都府内の子育て支援やサービスの情報・相談窓口の案内・紹介を実施しています。

●京都府救急医療情報システム

休日等に受診することができる身近な医療機関の情報等が検索・閲覧できます。

●救急・健康相談ダイヤル 24（定住自立圏事業）

病気や怪我などで救急車を呼ぶか迷う場合など、心と体の様々なお相談を 24 時間体制で受け付けています。プライバシーは厳守されるシステムになっていますので、安心してご相談ください。

主な 対応内容	●健康づくりについて	●医師にかかる前の相談
	●メンタルヘルスについて	●健康管理について
	●妊娠・出産・育児について	●家庭内介護について
	●身体の症状と対処について	

詳細については、各事業のホームページ等をご確認ください。

(2) 子どもや母親の健康の確保

施策の方向性

周産期及び小児医療体制、子どもの健康増進、保護者の心身の健康を支える環境づくり、食育から思春期の健康支援等、幅広い支援を実施し、母子の健康の確保に努めます。

【個別の事業】

- 母子保健における健康診査、訪問指導・保健指導などの充実
- ほっとサロンの場を活用した乳幼児相談の実施
- 乳幼児のむし歯予防
- 予防接種事業
- 小児医療の充実・確保
- 産後ケア
- 親子健康手帳の交付
- 休日・夜間の救急診療対応の実施
- 周産期医療ネットワーク体制の構築・維持
- 性、酒害、たばこ等に関する教育（思春期保健）の実施

「休日・夜間の救急診療」について

休日等に急な病気や怪我をしたときに、内科・小児科の医療を受けることができます。

日曜日や祝祭日などの休日に比較的軽傷な方を対象とした応急的な診療をする初期（一時）救急を目的として設置されています。

●相楽会館内1階「相楽休日応急診療所」●

（※R7.4より相楽会館建て替え期間中は、木津保健センターに移転）

診療科目：内科・小児科

診察日：日曜日、祝日、振替休日、年末年始（12/31～1/3）

診療時間：午前9時から午後1時

受付時間：午前8時30分から午後0時30分

●「伊賀市応急診療所」（定住自立圏事業）●

診療科目：一般診療・小児科

診察日時：月～土曜 午後8時から11時

日曜・祝日 午前9時から正午 午後2時から5時 午後8時から11時

受付時間：診察終了時刻の30分前まで

(3) 地域における子育て支援の推進

施策の方向性
子どもや保護者と地域の方や高齢者との交流を促進し、地域全体で子育て家庭を支える、笠置町の子育て支援を引き続き実施していきます。また、町内の方だけでなく、笠置町に関わる方にも子育て支援に参加いただける体制づくりを検討します。

【個別の事業】

- 子育てサポーター、育児ボランティア、地域活動ボランティアの育成
- 子育て支援講座の実施
- 高齢者との世代間交流の推進

(4) 食育の推進

施策の方向性
子どもの健康のために重要な、食育を推進し、子どもたちの健全な食生活と健やかな成長を支援します。

【個別の事業】

- 乳幼児期から思春期まで発達に応じた食に関する情報提供
- 「食育の日」の啓発等、子どもと保護者への食育の推進
- 保育所での給食の実施

(5) 仕事と家庭の両立支援に向けた雇用環境の整備

施策の方向性
働く保護者が仕事と家庭を両立し、安心して子育てできるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及に向けた情報提供や環境整備を実施し、両立に向けた支援を行います。

【個別の事業】

- 仕事と生活の調和や働き方改革に関する、情報提供や講演会の実施と周知
- 働き方改革の実現に向け職場全体の働き方や雰囲気を変えていくための、事業主への働きかけの実施

(6) 各種手当・費用助成の支給

施策の方向性
子育て家庭に対し、各種手当や費用助成を行い、経済的な支援を行います。

【各種手当・費用助成】

笠置未来っ子応援給付金支給事業	未来を担う子どもたちを応援するため、笠置町の独自の制度として、笠置未来っ子応援給付金支給事業を実施します。 ★笠置町独自給付金 【支援・制度主体】国・府・町
-----------------	---

「笠置未来っ子応援給付金」について

未来を担う子どもたちを応援するため、笠置町の独自の制度として、下記対象児童に対する「笠置未来っ子応援給付金支給事業」を実施しています。

対象児童	●令和5年4月1日以降に生まれ、誕生日から給付金の申請を行う日まで引き続き笠置町に住民登録がある新生児 ●当該年度4月1日において、受給権者である保護者等と生計が同一であり、かつ、次の要件のいずれかに該当される方 ①当該年度4月に小学校もしくは中学校に入学した児童 ②当該年度の前年度に上記①の中学校を卒業した児童
------	--

【各種手当・費用助成】 続き

幼児教育・保育の無償化	3～5歳児と、住民税非課税世帯の0～2歳児の、保育料については無償となります。(上限あり) また、第3子以降の保育料については同一世帯の満18歳未満の兄弟がいる児童で、上から数えて3人目以降の児童は無償です(所得制限あり)。 【支援・制度主体】国・府・町
保育所での副食費の無償化	笠置保育所における副食費(保育所等の給食の材料にかかる費用のうち、副食(おかず)にあたる分)は無償です。 【支援・制度主体】国・府・町
放課後児童クラブの協力金無償化	対象者児童が同一世帯から2人以上の場合、第2子以降の協力金は無償です。(ただし、延長利用料金はあり) 【支援・制度主体】国・府・町
児童手当支給事業	満18歳に達する日以後の3月31日までの間にある児童を養育されている方に支給します。 【支援・制度主体】国・府・町
子育て支援及び児童医療費助成事業	18歳に到達した年度末日までの子どもを対象に自己負担分を公費助成(無償化)します。児童医療費助成事業については、笠置町独自の助成を実施します。(保険適用分) 【支援・制度主体】国・府・町

【各種手当・費用助成】 続き

ひとり親家庭医療費助成事業	配偶者がおらず、満 18 歳に達する日以降の 3 月 31 日までの間にある児童を扶養している親、及びその児童が対象で医療費を全額免除します。 【支援・制度主体】国・ 府 ・町
児童扶養手当の給付	父母の婚姻の解消などにより父または母と生計を同じくしていないか、または父（母）が身体等に重度の障がいのある児童の母や母に代わってその児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）を養育している人に対し児童扶養手当を支給し子育てを支援します。（所得制限あり） 【支援・制度主体】国・ 府 ・町
母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子父子寡婦福祉資金の相談及び受付を行い生活安定の支援をします。 【支援・制度主体】国・ 府 ・町
母子手当	18 歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親に支給します。 【支援・制度主体】国・府・ 町
ひとり親家庭奨学金	ひとり親世帯に対し、奨学金の支給を行います。（対象：乳幼児・小学生・中学生・高校生※高校生は高等学校入学支度金のみ支給）（府が実施している他の奨学金の併給調整あり） 【支援・制度主体】国・ 府 ・町
高校生給付型奨学金	ひとり親世帯でなおかつ市町村民税非課税世帯の子どもに高等学校での修学を支援するために支給します。 【支援・制度主体】国・ 府 ・町
障害者医療費補助事業	京都府医療費助成に加え、笠置町単独で医療費助成（療育 B）を実施します。 【支援・制度主体】国・ 府 ・ 町
技能習得資金	経済的に技能習得が困難な世帯の 20 歳未満の方に技能習得資金及び入所支度金を支給します。（所得制限、他の奨学金との併給制限、対象施設の制限等あり） 【支援・制度主体】国・ 府 ・町
交通遺児奨学金	交通事故により親等を亡くされた高校生以下の児童に支給します。（他の奨学金との併給制限あり） 【支援・制度主体】国・ 府 ・町
心身障害児手当	障がいのある 18 歳未満の児童（施設入所者を除く）の保護者に支給します。 【支援・制度主体】国・府・ 町
特別児童扶養手当	障がいのある 20 歳未満の児童（施設入所者を除く）を監護している父または母等に支給します。（所得制限、障がい状況の制限あり） 【支援・制度主体】 国 ・府・町
障害児福祉手当	20 歳未満で重度の障がいのため常時介護が必要な方に支給します。 【支援・制度主体】国・ 府 ・町

2 親と子が共に学び育つ環境づくり

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

施策の方向性
子どもたちが学び・育つための教育環境を整備し、学力の育成はもちろん、心の教育にも目を向け、豊かな感性や心を育む教育を実施します。

【個別の事業】

- 学校施設の老朽化対策に係る安全点検及び修繕
- 情報教育・ICTを活用した教育DXの推進
- 町の自然や歴史・文化遺産を活用したふるさと学習の充実
- 国際理解教育・外国語活動の推進
- 一人ひとりにあった学びを仲間とともに進める授業の推進
- 家庭や子育てに関する学習の推進
- 児童生徒の職業観・勤労観の育成
- 学校評議員制度の活用
- 「京都府教職員の資質能力の向上に関する指標」を活用した計画的な教職員研修の実施
- 多様な子どもたちを包み込む学びのセーフティネットの構築
- 魅力ある学校づくり、お互いに認め合い高め合う仲間づくり、安心して学ぶことができる居場所づくりによる不登校児童対策事業の実施
- いじめの未然防止と早期対応
- 小学校スクールカウンセラー活用事業の充実

(2) 家庭と地域の教育力の向上

施策の方向性
子どもたちが様々な経験を通して、総合的な学習ができるよう、また、学校だけでなく、家庭や地域も子どもたちが学ぶ場となるよう、家庭と地域の幅広い教育力の向上に努めます。

【個別の事業】

- スポーツ少年団活動の実施
- 体験活動などに関する情報提供の実施
- 生涯にわたって運動やスポーツに親しむための「部活動地域移行」による環境づくり
- 社会教育施設・文化施設、社会体育施設、学校施設などを活用した居場所づくり
- 学校、家庭、地域社会の連携・協働による子どもの育成と支援
- 地域住民との学習・交流や地域学習の実施
- 子育て拠点機能の整備
- 子育てサポーターやボランティアなど、幅広い地域の関係者が参画する支援ネットワークの充実

3 安全・安心に子どもが育つための環境づくり

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動

施策の方向性
子どもたちが安心して遊び・学び・育つための環境整備として、交通安全対策や環境整備を行い、交通安全の確保に努めます。

【個別の事業】

- 交通安全対策の充実
- 交通安全のための点検・整備の実施
- 送迎バスによる通学の安全性確保の実施と送迎バスの安全性向上の検討

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動

施策の方向性
子どもたちを犯罪の被害から守るため、防犯対策や見守りを強化し、安全・安心の笠置町をめざします。

【個別の事業】

- 学校における防犯対策の充実
- 防犯教育の推進
- 地域防犯活動の推進
- 子ども110番の家の支援や地図作成と配布による周知の実施
- 防犯情報ネットワークの実施
- 防犯体制の強化（環境浄化活動）
- 被害にあった場合のケアの推進

(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

施策の方向性
子どもを取り巻く有害情報等の有害環境に対する対策を、家庭・学校・地域等一体となって取り組み、有害環境の浄化対策を進めます。

【個別の事業】

- 夏季休業中の街頭指導・パトロールの実施
- 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- 環境浄化活動の実施
- 薬物乱用防災対策の推進
- 情報モラル教室による悪質な情報からの子どもの保護

4 すべての子どもが自分らしく育つための支援づくり

(1) 児童虐待防止対策の充実

施策の方向性
近年、大きなニュースにもなっている児童虐待に対して、相談や見守りの体制を整え、未然防止に努めます。また、実際に起こってしまった際の早期発見・早期対応・アフターケア等に関しても取組を行います。

【個別の事業】

- 要保護児童対策地域協議会の運営
- 育児不安や児童虐待・いじめ等に関する相談・情報提供の実施
- 児童虐待防止の啓発
- 相談員の技能向上の実施
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

(2) ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の自立支援の充実

施策の方向性
ひとり親家庭に対する相談体制・情報提供の充実、就業支援、経済的支援等幅広い支援を実施します。

【個別の事業】

- ひとり親家庭に対する相談体制の整備、情報提供の実施
- ひとり親家庭の交流機会の提供
- 母子・父子家庭高等技能訓練促進費の支給
- 各種手当費用助成の実施（26・27 ページ参照）

(3) 配慮や支援を要する子どもへの支援

施策の方向性
障がいのある子ども、外国籍の保護者を持つ児童や帰国子女等、配慮や支援が必要な子どもを含め、すべての子どもに対して必要な支援を行っていきます。

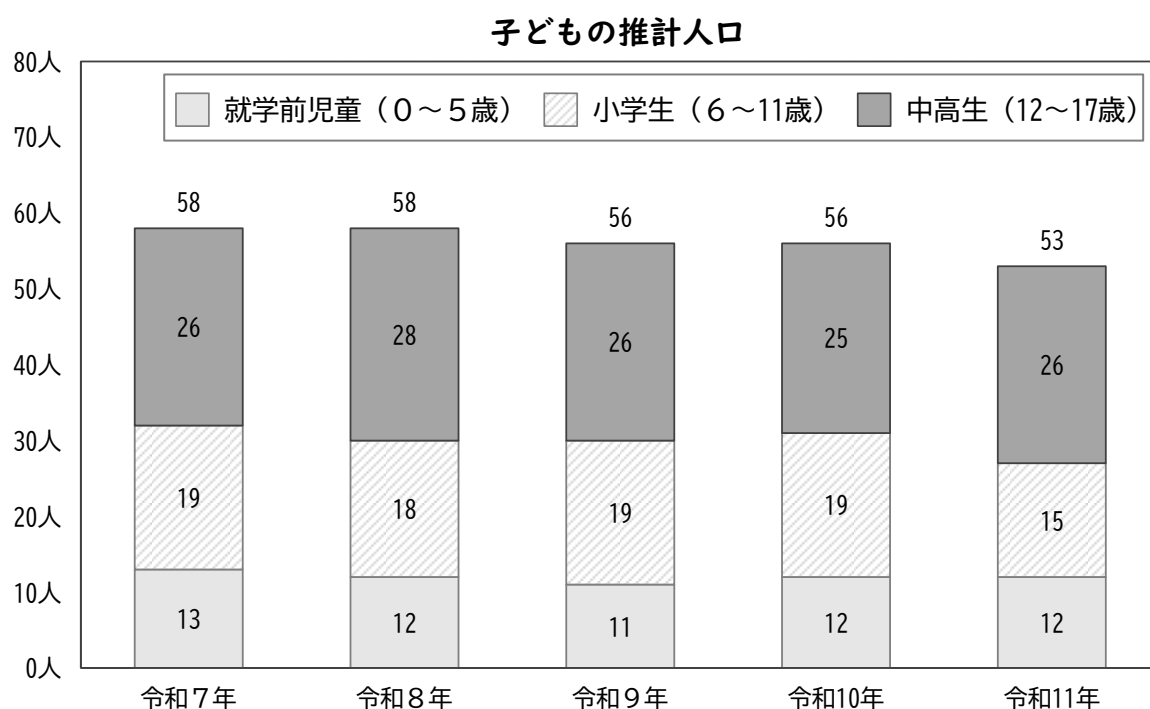
【個別の事業】

- 保育所・小学校・教育委員会や役場等の連携による、配慮が必要な児童に対する支援の実施
- 障がいのある子どもに対する支援の実施（障がい児福祉計画との連携）
- 外国籍の保護者を持つ子ども、帰国子女や母国語を日本語としない子どもといった、言語面・文化面・慣習面等の支援が必要な子どもに対する支援の実施
- 各種手当費用助成の実施（26・27 ページ参照）

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 将来の子ども人口

住民基本台帳による本町の0～17歳の児童数は近年増加傾向となっていますが、コーホート変化率法を用いた推計人口においては、今後はほぼ横ばいで推移しつつも、若干の減少傾向となり、令和11年には53人程度になると想定されます。



※住民基本台帳における人口をもとに推計

2 量の見込みと確保方策

（1）教育・保育提供区域の設定

①「教育・保育提供区域」とは

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

②笠置町における教育・保育提供区域

笠置町では、少子化が進む中で、子ども同士、親同士が交流する機会を増やす必要があることを踏まえ、「町全域」を区域とすることが適していると考え、教育・保育提供区域を町全域の1区域とする現行体制での事業実施を行います。

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもの保育利用率を含む。）」と、それに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業による提供体制及び実施時期を次の通りとします。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定（教育ニーズ／3～5歳） 利用施設：幼稚園等					
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
2号認定（保育ニーズ／3～5歳） 利用施設：保育所等					
量の見込み	7	6	5	6	6
確保方策	7	6	5	6	6
3号認定（保育ニーズ／2歳） 利用施設：保育所等					
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2
3号認定（保育ニーズ／1歳） 利用施設：保育所等					
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
3号認定（保育ニーズ／0歳） 利用施設：保育所等					
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
提供体制	笠置保育所 保育時間：7時30分～18時30分 対象年齢：0歳（6か月）～就学前児				

現在の実績を踏まえ、2号認定については3～5歳児全数での見込み、3号認定の0～2歳児に関しては、2歳児は全数、0歳児・1歳児に関しては児童数の50%として見込んでいます。

見込み量に対する過不足はないので、引き続き現行体制での事業実施を行います。

（３）地域子ども・子育て支援事業の利用実績、量の見込みと確保方策

本町で実施している地域子ども・子育て支援事業について、これまでの利用実績を踏まえ、今後の量の見込みを行いました。

それぞれの事業に関する見込み量は以下の通りです。

①利用者支援事業

子どもまたは子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
提供実施箇所数（か所）	１	１	１	１	１
確保方策	子育て世代包括支援センター（保健福祉課内）で実施しています。母子保健型での実施をしていましたが、こども家庭センター型での実施に向けた調整を進めます。 見込み量に対する過不足はないので、引き続き現行体制での事業の実施を行います。				

②地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【これまでの利用実績】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施回数（回／月）	０	０	０	０	－
利用者数（人回／月）	０	０	０	０	－

【量の見込みと確保方策】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（人回／月）	２	２	２	２	２
利用者数（人回／月）	２	２	２	２	２
提供実施箇所数（か所）	１	１	１	１	１
確保方策	地域子育て支援活動の所庭開放に該当する事業です。 月２回、笠置保育所で実施しています。 見込み量に対する過不足はないので、引き続き現行体制での事業の実施を行います。				

③妊婦健診事業

妊婦と胎児の健康状態や発育状態をみるため、定期的な健診を行い、その費用に対して助成する事業です。

【これまでの利用実績】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
年間対象者数（人／年）	3	3	5	4	－
年間受診回数（人回／年）	14	26	37	32	－

【量の見込みと確保方策】

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	受診者数（人／年）	2	2	2	2	2
	受診回数（人回／年）	28	28	28	28	28
	※全 14 回受診で見込み					
確保方策	受診者数（人／年）	2	2	2	2	2
	受診回数（人回／年）	28	28	28	28	28
	助産院及び医療機関において受診した健診に関して、受診費用を助成します。 引き続き現行体制での事業の実施を行います。					

④乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

【これまでの利用実績】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
対象児童数（人／年）	1	2	2	3	－
訪問回数（人回／年）	1	2	2	3	－

【量の見込みと確保方策】

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	対象児童数（人／年）	2	2	2	2	2
	訪問回数（人回／年）	2	2	2	2	2
確保方策	訪問児童数（人／年）	2	2	2	2	2
	訪問回数（人回／年）	2	2	2	2	2
	町の保健師により、新生児訪問（乳児訪問）として実施しています。 引き続き現行体制での事業の実施を行います。					

⑤養育支援訪問事業

要支援児童、特定妊婦、要保護児童など、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談、指導、助言その他必要な支援）を行う事業です。

【これまでの利用実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象児童数（人／年）	1	0	0	1	—
訪問回数（人回／年）	2	0	0	13	—

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象児童数（人／年）	1	1	1	1	1
	訪問回数（人回／年）	3	3	3	3	3
確保方策	訪問児童数（人／年）	1	1	1	1	1
	訪問回数（人回／年）	3	3	3	3	3
	配慮や経過の見守りが必要な児童や家庭に対し、保健師の訪問指導などを実施しています。見込みとしては、1人当たり3回の訪問回数としていますが、必要に応じて訪問を行います。引き続き現行体制での事業の実施を行います。					

⑥子育て短期支援事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ）が該当します。

【これまでの利用実績】

利用実績無し。

【量の見込みと確保方策】

確保方策	ショートステイ事業、トワイライトステイ事業ともに、社会福祉法人 盛和福社会（京都大和の家）に委託しています。 これまでの利用実績を踏まえ、量の見込みとしては0人回／年としますが、利用希望があれば対応できるように、事業としては現行体制で継続実施します。
------	---

⑦一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

確保方策	現在事業としての実施はありません。 令和8年度から実施予定の「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」において、保育所を利用していない子どもの保育や預かりについての受け入れ体制の整備を進めますが、可能な範囲での早期事業実施に努めます。
------	---

⑧延長保育事業

保育所利用者を対象に、開所時間の始期及び終期前後に保育を希望する場合に提供する事業です。

【これまでの利用実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人／年）	1	7	7	5	—

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人／年）	7	6	6	6	6
確保方策	利用者数（人／年） 7 6 6 6 6 笠置保育所では7時30分～18時30分の保育を実施しています。 令和2～5年度における利用の平均から量を見込んでいます。 今後も事業としては現行体制で継続実施し、利用希望があれば柔軟に対応します。				

⑨病児保育事業

病児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

【これまでの利用実績】

利用実績無し。

【量の見込みと確保方策】

確保方策	病児保育事業は、定住自立圏連携事業として利用することができます。 利用希望への柔軟な対応に努めます。
------	--

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

確保方策	現在事業としての実施はありません。 これまでの利用実績がないことから、量の見込みとしては0人日／年としますが、これまで通り、保護者の意向を踏まえつつ、周辺自治体と連携してファミリー・サポート・センターの組織化の是非を検討していきます。
------	---

⑪放課後児童健全育成事業

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

【これまでの利用実績】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数（人）	小学1年生	2	2	2	4	1
	小学2年生	3	2	2	3	5
	小学3年生	3	2	2	2	2
	小学4年生	4	3	3	2	1
	小学5年生	1	3	1	2	2
	小学6年生	2	2	2	0	2
	計	15	14	12	13	13

【量の見込みと確保方策】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	登録者数（人）	小学1年生	2	3	3	1	2
		小学2年生	2	2	3	4	1
		小学3年生	6	2	2	3	4
		小学4年生	3	6	2	3	3
		小学5年生	1	2	3	1	2
		小学6年生	2	1	2	3	1
		計	16	16	15	15	13
確保方策	登録者数（人）		16	16	15	15	13
	小学1年生から6年生を対象に、つむぎてらすにて事業を実施しています。 見込み量に対する過不足はないので、引き続き現行体制での事業の実施を行います。						

■「放課後児童対策パッケージ」に関して■

放課後児童対策として、すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充を進めるため、国は「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめ、取組を進めているところです。

本町では、放課後子ども教室を実施していません。今後町内で、実施に向けての調整、検討を進めます。

⑫産後ケア事業

出産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日／年）		6	6	6	6	6
確保方策	利用者数（人日／年）	6	6	6	6	6
	全0歳児を対象に見込んでいます。 産後のケアを必要とする方に対するきめ細かい支援の提供ができるよう、引き続き現行体制での事業の実施を行います。					

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。必要に応じた給付を実施します。

⑭多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究のほか、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設の設置や運営を促進するための事業です。本町では、現行の保育所体制でニーズに応えることが可能と考えていますが、将来的に民間事業者の参入促進が必要となった場合に備えて、周辺自治体と連携して民間事業者参入に関する情報交換を行っていきます。

⑮子育て世帯訪問支援事業（第3期計画新規事業）

要支援児童の保護者等に、子育てに関する情報の提供、家事や養育に係る援助、その他の必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

確保方策	町では出産後の訪問等により、子育て家庭への情報提供や相談・助言等の支援を実施しています。事業実施の際は、必要に応じた支援の提供ができるよう、関係機関との調整を進めます。
------	--

⑯児童育成支援拠点事業（第3期計画新規事業）

養育環境等に課題を抱える児童に、生活の場を与えるための場所の開設、情報提供、相談及び関係機関との連絡調整を行う事業です。

必要に応じて児童の保護者に対し、情報提供、相談・助言等の支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

確保方策	養育環境等に課題を抱える児童やその保護者に対し、必要に応じた支援の提供ができるよう、事業実施の際は関係機関との調整を進めます。
------	---

⑰親子関係形成支援事業（第3期計画新規事業）

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童とその保護者に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談・助言等の必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

確保方策	ペアレントトレーニング等の実施を含め、情報提供、相談・助言等の適切な支援につなげられるよう、事業実施の際は関係機関との調整を進めます。
------	---

⑱妊婦等包括相談支援事業（第3期計画新規事業）

妊婦等への面談等により、妊婦等の心身や置かれている環境の状況把握を行うとともに、母子保健や子育てに関する情報提供、相談等のその他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数（人／年）	2	2	2	2	2
	一人当たり面談回数（回）	3	3	3	3	3
	面談回数（回／年）	6	6	6	6	6
確保方策	面談回数（回／年）	6	6	6	6	6
	伴走型相談支援を実施し、妊娠届出時面談や出産前面談、出産後の訪問などにより、妊娠期から出産子育て期までの切れ目のない相談支援の充実を図り、必要なサポートへつなげます。					

⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（第3期計画新規事業）

保育所等で、3歳未満の乳児または幼児（保育所に入所しているものを除く）に適切な遊びの場と生活の場を与えるとともに、子育てについての情報提供や助言、その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳児（人）		1	1	1	1
	1歳児（人）		1	1	1	1
	2歳児（人）		0	0	0	0
確保方策	0歳児（人）		1	1	1	1
	1歳児（人）		0	0	0	0
	2歳児（人）		0	0	0	0
6か月～満3歳未満の未就園児に対して、1人10時間/月の利用を見込んでいます。保護者の就労要件や理由を問わず、誰でも通園できるよう事業実施を進めます。						

（４）幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

①幼保連携型認定こども園の普及に係る基本的考え方

本町では認定こども園を設置する予定はありませんが、現行の保育所１か所体制を継続し、幼児教育機能をできる限り兼ね備えた保育所運営を行っていきます。

②質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

町内で唯一の子育て拠点である笠置保育所の役割を果たすため、各機関との調整を図りつつ、保育・教育の提供を行うとともに、園でのおむつ処分等、保護者の負担減に向けた取組を実施し、保護者のニーズに沿った支援の提供を行ってきました。

人口減少が続いている本町では、人材不足が大きな課題となっていますが、国や府の制度や支援を活用した人材確保や育成を進めることで、今後も保護者の意向を十分に把握しながら、利用者の期待に応えるサービス向上、教育的な機能（カリキュラムなど）の充実に取り組んでいきます。また、施設・設備及び運営の改善を進め、町独自の質の高い教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業の提供に取り組めます。

また、令和８年度に実施される「乳児等のための支援給付」の創設への対応含め、こども誰でも通園制度等、すべての親子が安心して教育・保育を利用できる受け入れ態勢の整備に努めます。

「園内おむつ処分」について

笠置保育所では、衛生面や保護者の負担軽減のため、使用済みのおむつを園内で処分し、持ち帰りを無くす取組を実施しています。

③幼児期の教育・保育と義務教育との円滑な保幼小連携の取組の推進

乳幼児期から義務教育（０歳～１５歳）を見通した保育・教育の充実をめざし、笠置保育所・笠置小学校・笠置中学校での連携を強化し、町全体で子どもたちを見守り育てる、円滑な保小中連携に取り組めます。

（５）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付等の給付申請については、保護者の利便性等を考慮し、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、福祉、保健・医療、教育、防犯、労働、生活など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政だけでなく、住民参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら、一体となって進めていくことが重要です。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を見守り、育んでいくため、それぞれの役割や責任を再認識し、連携をより一層強め、計画の実現に向けた取組を次のように進めていきます。

【庁内体制の整備】

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、保健・医療をはじめとする関係各課や教育委員会、関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の次世代育成に関する知識と意識を高めていきます。

【住民との協働の推進】

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、事業主、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係機関・団体等の活動を核とし、また、子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域全体で子どもを育てる機運を高めていきます。

【国・府との連携】

住民に最も身近な行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や府に対し、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

2 計画の点検・評価・改善

【子ども・子育て会議の運営】

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに定期的に進捗状況を庁内で点検します。

この点検結果に基づき、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

【計画の公表、住民意見の反映】

町ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業について広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。

様々な機会を通じて住民意見を把握し、住民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

Ⅰ 笠置町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 8 月 1 日

条例第 16 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の合議制の機関として、笠置町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べるができる。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、児童福祉所管課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 42 年笠置町条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和 5 年条例第 12 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 笠置町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略／順不同)

	氏名	所属等	備考
1	宍戸 直人	笠置保育所保護者会 会長	
2	穂森 博和	笠置小学校 PTA 会長	
3	谷本 一榮	笠置町主任児童委員	
4	北川 一美	笠置町主任児童委員	副会長
5	田原 美津子	笠置保育所 所長	
6	宇野 元太郎	笠置小学校 教諭	会長
7	岸田 啓介	教育委員会学校教育課 課長	
8	柘植 一二	山城南保健所福祉課 課長	
9	前田 早知子	笠置町参事	

3 策定の経緯

年月日	開催会議等	内 容
令和6年 2月19日～ 3月8日	就学前児童・小学生保護者アンケートの実施	就学前児童・小学生保護者アンケート 配布21世帯／回収数11票（回収率：52.4%）
令和6年 7月16日	第1回笠置町子ども・子育て会議	【議題】 ・笠置町子ども・子育て支援事業計画について ・笠置町子ども子育て支援に関するアンケート調査報告について
令和6年 12月11日	第2回笠置町子ども・子育て会議	【議題】 ・笠置町子ども・子育て支援事業計画素案について
令和7年 2月17日 ～2月28日	パブリックコメントの実施	計画に対する住民の皆様の意見を伺うため、パブリックコメントを実施
令和7年 3月14日	第3回笠置町子ども・子育て会議	【議題】 ・笠置町子ども・子育て支援事業計画原案について

第3期笠置町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

編集：笠置町 保健福祉課

笠置町役場

〒619-1393 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通 90-1

TEL：0743-95-2303 FAX：0743-95-3021

